

リスク対応掛金を考慮した事業所減少時一括拠出金の規定について

対象	DB	DC	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	会計基準	その他

ポイント

- ▶ 今般、リスク対応掛金を設定している場合の事業所減少時一括拠出金の規定について厚生労働省に照会した結果、規則第八十八条の二第一項第2号又は第5号に記載の方法（※1）を採用しているのであれば、「純資産額」が「数理債務－特別掛金収入現価」を下回る金額を算定基礎に含めてもよいことが確認されました。

※1.特別掛金に繰越不足金を加算した額を一括拠出金の算定基礎とする方法

現行の算定方法

- ✓ 事業所減少時一括拠出金の算定基礎には「特別掛金収入現価」だけでなく、規約に定めることにより「繰越不足金」を含めることができます。（算定基礎は下図1①+②=50）
- ✓ リスク対応掛金を設定した場合、「純資産額」が「数理債務－特別掛金収入現価」を下回った額の全部または一部が「リスク対応掛金収入現価」により相殺されるため、現在の規約例（※2）に沿う形で規約を定めていると、当該額（下図2★=20）が一括拠出金の算定基礎に含まれないこととなります。（算定基礎は下図2③+④=30）

※2.厚労省事務連絡「確定給付企業年金規約例」として、認可承認事務円滑化のため示されたもの

図1:リスク対応掛金設定前

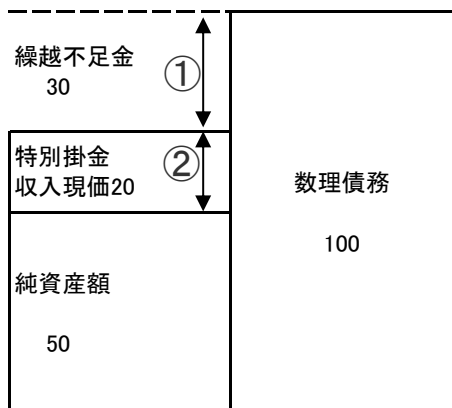
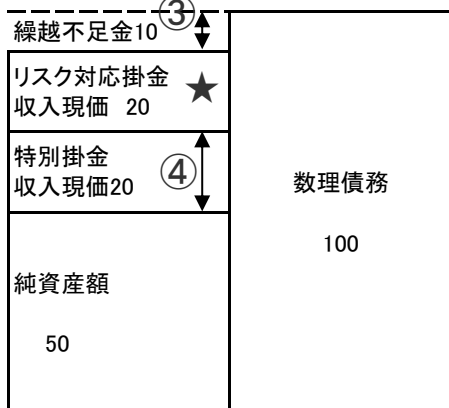


図2:リスク対応掛金設定後(現状)



新たに確認された算定方法

- ✓ 今回の厚生労働省からの回答により、リスク対応掛金を設定しない場合に生じていたはずの「不足金相当額」(下図3⑥の20)を、一括拠出金の算定基礎に含めてもよいことが確認されました。(算定基礎は下図3⑤+⑥+⑦=50)
 - ✓ また、「別途積立金」を有する制度では、別途積立金を残して算定した「不足金相当額」(下図4⑧の30)を用いてもよいとされました。(算定基礎は下図4⑧+⑨=50)
ただし、「別途積立金」を残したまま「不足金相当額」を算定基礎に含めることについては減少事業所の理解が得にくい可能性も想定されるため、「別途積立金」相殺後の「不足金相当額」を算定基礎とすることを推奨します。(算定基礎は下図4⑧+⑨-⑩=25)
- (注)「リスク対応掛金収入現価」そのものを算定基礎とすることはできない点にご留意ください。

図3: 変更案(別途積立金を有しない場合)

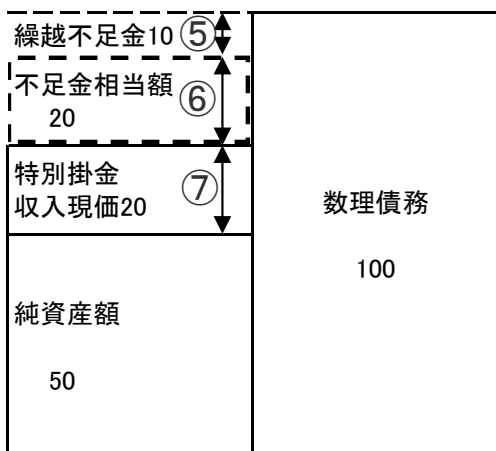
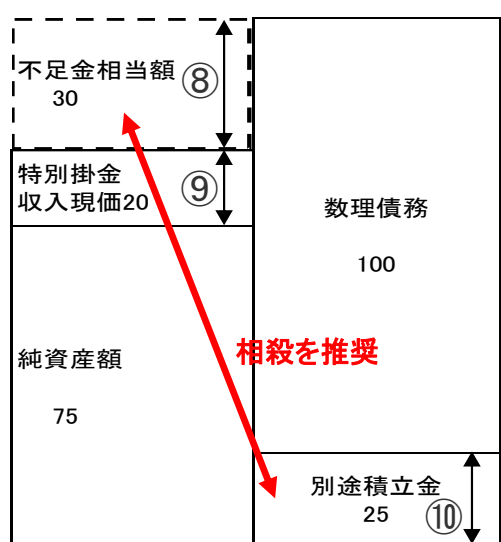


図4: 変更案(別途積立金を有する場合)



今後の対応について

- ✓ 現行の算定方法(前記図2の取扱い)を継続する場合には、特段の手続きは不要です。
- ✓ 今回、新たに確認された内容(上記図3・図4の取扱い)を検討し、採用する場合には、規約変更の手続きが必要となります。(別紙「規約変更例」ご参照)

以上

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

規約変更例(規約型の場合)

現行	変更例
<p>(実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出) 〔第94条〕本制度の実施事業所が減少する場合(実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合〔及び実施事業所に使用される加入者数が、〇〇以上減少した場合〕を含む。)において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、当該減少に係る実施事業所(以下この条において「減少実施事業所」という。)の事業主は、当該増加する額に相当する額として次の各号に掲げる額を合算した額を、掛金として一括して拠出しなければならない。</p> <p>一 減少実施事業所が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなる特別掛金の額の予想額の現価</p> <p>二 減少実施事業所が減少する日の直前の事業年度の末日(当該減少する日が直前の事業年度の末日から起算して4月を経過する日までの間にある場合にあつては、当該直前の事業年度の前事業年度の末日)における本制度の繰越不足金(規則第112条第2項の規定により当該事業年度に繰り越された不足金をいう。)の額に前号の特別掛金の予想額の現価を本制度の特別掛金の予想額の現価で除して得た率を乗じて得た額</p> <p>2 前項の掛金は、減少実施事業所の事業主が全額を負担する。</p>	<p>(実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出) 〔第94条〕本制度の実施事業所が減少する場合(実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合〔及び実施事業所に使用される加入者数が、〇〇以上減少した場合〕を含む。)において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、当該減少に係る実施事業所(以下この条において「減少実施事業所」という。)の事業主は、当該増加する額に相当する額として次の各号に掲げる額を合算した額を、掛金として一括して拠出しなければならない。</p> <p>一 減少実施事業所が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなる特別掛金の額の予想額の現価</p> <p>二 減少実施事業所が減少する日の直前の事業年度の末日(当該減少する日が直前の事業年度の末日から起算して4月を経過する日までの間にある場合にあつては、当該直前の事業年度の前事業年度の末日) において本制度の特別掛金の予想額の現価及び規則第47条に定める特例掛金の予想額の現価並びに積立金の額(「時価で評価した額から別途積立金を控除して得た額；時価で評価した額」とする。)を合算した額が数理債務の額を下回る額に前号の特別掛金の予想額の現価を本制度の特別掛金の予想額の現価で除して得た率を乗じて得た額</p> <p>2 前項の掛金は、減少実施事業所の事業主が全額を負担する。</p>

規約変更例(基金型の場合)

現行	変更例
<p>(実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出) 〔第131条〕この基金の実施事業所が減少する場合(実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合〔及び実施事業所に使用される加入者数が、〇〇以上減少した場合〕を含む。)において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、当該減少に係る実施事業所(以下この条において「減少実施事業所」という。)の事業主は、当該増加する額に相当する額として次の各号に掲げる額を合算した額を、掛金として一括して拠出しなければならない。</p> <p>一 減少実施事業所が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなる特別掛金の額の予想額の現価</p> <p>二 減少実施事業所が減少する日の直前の事業年度の末日(当該減少する日が直前の事業年度の末日から起算して4月を経過する日までの間にある場合にあつては、当該直前の事業年度の前事業年度の末日)におけるこの基金の繰越不足金(規則第112条第2項の規定により当該事業年度に繰り越された不足金をいう。)の額に前号の特別掛金の予想額の現価をこの基金の特別掛金の予想額の現価で除して得た率を乗じて得た額</p> <p>2 前項の掛金は、減少実施事業所の事業主が全額を負担する。</p>	<p>(実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出) 〔第131条〕この基金の実施事業所が減少する場合(実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部又は一部を承継させる場合〔及び実施事業所に使用される加入者数が、〇〇以上減少した場合〕を含む。)において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、当該減少に係る実施事業所(以下この条において「減少実施事業所」という。)の事業主は、当該増加する額に相当する額として次の各号に掲げる額を合算した額を、掛金として一括して拠出しなければならない。</p> <p>一 減少実施事業所が減少しないとしたならば減少実施事業所の事業主が拠出することとなる特別掛金の額の予想額の現価</p> <p>二 減少実施事業所が減少する日の直前の事業年度の末日(当該減少する日が直前の事業年度の末日から起算して4月を経過する日までの間にある場合にあつては、当該直前の事業年度の前事業年度の末日) においてこの基金の特別掛金の予想額の現価及び規則第47条に定める特例掛金の予想額の現価並びに積立金の額(「時価で評価した額から別途積立金を控除して得た額；時価で評価した額」とする。))を合算した額が数理債務の額を下回る額に前号の特別掛金の予想額の現価をこの基金の特別掛金の予想額の現価で除して得た率を乗じて得た額</p> <p>2 前項の掛金は、減少実施事業所の事業主が全額を負担する。</p>